

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象
商工労働部 葉業物産課 (出資団体：一般財団法人 岩瀬カナル会館)
指 摘
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第2項の附属明細書が作成されていなかったため、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況
附属明細書については、令和4年度決算時において必ず作成し、その内容について会計事務所等の確認を受けるよう指示した。
その後の措置状況
附属明細書については、令和4年度決算時より作成している。また、その内容について会計事務所の確認を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象
商工労働部 薬業物産課 (出資団体：一般財団法人 岩瀬カナル会館)
指 摘
有形固定資産の減価償却について、計算誤りが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況
有形固定資産の減価償却については、計算誤りの改善に向けた確認と指導を行うとともに、令和5年2月中に減価償却資産台帳の修正を完了し、令和4年度決算時における減価償却費の訂正についても指示を行った。 また、令和5年度以降において会計事務所等から助言を求めることなど、令和4年度決算以降の事務処理体制の見直しについても指導を行った。
その後の措置状況
有形固定資産の減価償却については、減価償却資産台帳の修正を完了し、令和4年度決算時より減価償却費の訂正を行った。 また、その内容について会計事務所の確認を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 障害福祉課 (指定管理者：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団) (指定管理施設：富山市障害者福祉プラザ)
指 摘
福祉センターの開館時間と休館日について、富山市障害者福祉プラザ条例では、開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は12月29日から翌年の1月3日までの日と定められているところ、指定管理者から提出された管理業務計画書では、日曜日、月曜日及び休日における開館時間が午前9時から午後5時までに変更され、障害福祉課において承認されている。これに対し実態は、温水訓練施設の供用について、障害福祉課が承認した管理業務計画書における休館日に加え、月曜日にも供用を行っておらず、福祉センターの開館時間や温水訓練施設の供用日について、条例、管理業務計画書及び実態との間で取り扱いが異なっていたので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況
令和5年度の管理業務計画書の記載については、条例や実態との齟齬がないように、また、条例と異なる取り扱いを行う場合は、条例上の所定の手続きを経て、適正な記載とするよう指導してまいりたい。
その後の措置状況
令和5年度における障害者福祉センターの開館時間については、条例と異なる開館時間等で運用する際は、事前に富山市障害者福祉プラザ条例上の所定の手続きによる承認を得るように指導し、それに基づく管理業務計画書の提出がなされたところである。 障害者福祉センターの開館時間及び休館日については、施設の運営実態に即して温水訓練施設やその他の施設の開館時間及び休館日に関する規定の整備を行い、富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正し、令和6年4月1日より施行する予定としている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 障害福祉課 (指定管理者：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団) (指定管理施設：富山市障害者福祉プラザ)
指 摘
福祉センターの開館時間と休館日について、富山市障害者福祉プラザ条例では、開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は12月29日から翌年の1月3日までの日と定められているところ、指定管理者から提出された管理業務計画書では、日曜日、月曜日及び休日の開館時間が午前9時から午後5時に変更されており、条例の定めと異なる開館時間の設定に対し、障害福祉課が承認を行っていたので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況
令和5年度の管理業務計画書の記載については、条例との齟齬がないように、また、条例と異なる取り扱いを行う場合は、条例上の所定の手続きを経て、適正な記載とするよう指導し、適正な承認を行うよう努めてまいりたい。
その後の措置状況
令和5年度における障害者福祉センターの開館時間については、事前に富山市障害者福祉プラザ条例上の所定の手続きによる開館時間の変更について承認を行った。 令和5年度の管理業務報告書の記載については、その承認内容に沿った計画であることを確認した上でその計画の承認を実施し、条例と管理業務計画書による齟齬が無いよう取扱いを改めた。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団) (指定管理施設：富山市立慈光園)
指 摘	慈光園在園者の診療は、富山市慈光園条例施行規則において週3回行うものと定められているが、嘱託医による健康相談等が週1回実施されているのみとなっていたので、改善を図りたい。
措 置 検 討 状 況	現在、慈光園では、嘱託医との相談・連携のもと、週1回の施設訪問診療や訪問時以外にも必要に応じて、診療・治療が可能となる体制をとっている。 当施設を運営する指定管理者からは、規則では週3回と規定があるが、嘱託医と相談し、必要な診療を実施するとともに、状況に応じて医療機関の受診に繋げている旨の報告があった。 本市としても、入所者への必要な診療を行うことが重要であると考えていることから、適切な診療提供のあり方について、指定管理者と協議し、令和5年度において規則の改正を行いたい。
その後の措置状況	富山市立慈光園条例施行規則において、診療を週3回行うものとされているところであるが、現在、慈光園においては、医師と相談・連携のもと、週1回の施設訪問診療や訪問時以外においても必要に応じて診療・治療が可能となる体制を確保しており、必ずしも週に3回の診療を行っているものではない。 この点について、施設管理者と協議した結果、必要に応じて柔軟に対応できるよう、施設運営の実態に即した規則の改正が望ましいとの結論に至ったことから、令和5年3月27日付で同規則について所要の改正を行った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団) (指定管理施設：富山市立慈光園)
指 摘	中央管理棟前に設置されている郵便差出箱について、行政財産の使用の許可がされていなかったもので、改善を図りたい。
措 置 検 討 状 況	郵便差出箱については、施設の利便性向上のため施設側から設置を依頼した経緯がある反面、行政財産の目的外使用に係る手続きに伴い、設置者から使用料を徴収する必要がある。そのため、令和4年度中に設置者との協議を行い、時間を要する可能性はあるが、行政財産の使用の許可を行う予定である。 なお、郵便差出箱は、慈光園・愛育園の共通敷地に設置されており、所管についても、長寿福祉課とこども健康課にまたがるが、許可の手続は長寿福祉課で取り扱う。
その後の措置状況	設置者である日本郵便株式会社富山南郵便局との協議を行った結果、令和5年3月13日付で行政財産使用許可申請書の提出があり、同年3月17日付で同年4月1日からの行政財産の使用許可手続を行った。